

第65回 補装具評価検討会

日時 令和6年3月11日(月)
15:00~
場所 TKP新橋カンファレンスセンター
ホール15A

第65回補装具評価検討会(2024. 3. 11)

川部： 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第65回補装具評価検討会を開催いたします。皆さまには、ご多忙のところ検討会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日はWEBとの併用開催となります。続いて、構成員の出席状況についてご報告いたします。会場でご参加の構成員が5名、WEBでご参加の構成員が5名、出席いただいております。続きまして事務局です。障害保健福祉部長の辺見でございます。企画課長の江口でございます。福祉用具専門官の徳井でございます。企画課法令係の鈴木でございます。自立支援振興室の金谷でございます。私は今日進行を務めます、自立支援振興室長の川部と申します。よろしくお願ひします。次にオブザーバー7名のご紹介を先にさせていただきます。横浜市総合リハビリテーションセンターリハビリテーション科、横井医師ですが、ちょっと遅れてまいります。公益財団法人テクノエイド協会、蒲生研修第二課長です。国立障害者リハビリテーションセンター、山崎専門官でございます。同じく国立障害者リハビリテーションセンター、中村義肢装具士長でございます。国立障害者リハビリテーションセンター病院、山田主任視能訓練士でございます。国立障害者リハビリテーションセンター学院義肢装具学科、丸山教官でございます。同じく国立障害者リハビリテーションセンター学院義肢装具学科の吉岡教官でございます。横井医師、吉岡教官にはWEBでご参加いただいております。本日も2時間という短い時間に、多くの議論をお願いすることとなりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、補装具評価検討会の構成員について、改めてご紹介させていただきます。五十音順にご紹介させていただきます。まず、佐賀大学医学部附属病院リハビリテーション科診療教授、浅見豊子構成員。中部学院大学看護リハビリテーション学部教授、井村保構成員。宮城県リハビリテーション支援センター顧問、樫本修構成員。埼玉県総合リハビリテーションセンター主任、河合俊宏構成員。国立病院機構箱根病院リハビリテーション科医師、小林庸子構成員。国立障害者リハビリテーションセンター病院第二診療部長、清水朋美構成員。横浜市総合リハビリテーションセンター長、高岡徹構成員。兵庫県立総合リハビリテーションセンター所長、陳隆明構成員。元国立障害者リハビリテーションセンター総長、飛松好子構成員。現国立障害者リハビリテーションセンター総長、芳賀信彦構成員。井村構成員、清水構成員、高岡構成員、陳構成員、芳賀構成員には、WEBにてご参加いただいております。以上、本日ご出席いただく10名の構成員の皆さま方、よろしくお願ひいたします。今後の議事運営につきましては、樫本座長にお願ひし、芳賀構成員におかれましては副座長をお願ひしたいと存じます。では樫本座長、よろしくお願ひします。

樫本： 皆さん、よろしくお願ひいたします。今日の検討会を迎えるに当たりまして、皆さん大変、この2～3週間苦勞なさって、いろんな資料を読み込んできたと思います。皆さん、いろんな理解が深まっていると。そして来年度の基準が今日で決まる大事な会議ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。芳賀副座長もよろしくお願ひいたします。

芳賀： お願ひします。

樫本： それでは議事に入る前に、検討会の公開・非公開について、事務局から説明をお願いいたします。

川部： 事務局です。本検討会の要綱にも明記しておりますが、厚生労働省における審議会、検討会は、原則として会議、議事資料および議事録を公開することとしております。要綱において、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨、その理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開することとなっております。そのため、個別の企業名、個別の商品名等に対する意見や評価等が述べられる部分については非公開とし、公開可能な議事資料および議事録については、座長のご了解を得た後、ホームページで公開することとしたいと思っております。なお非公開としたい資料については「非公開」と右上に明記しております。

樫本： よろしいでしょうか。資料、議事録については、原則公開と。そういうことで議事に入ります。事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

川部： お手元の資料をご覧くださいながら確認してまいりたいと思っております。まず議事次第が先頭についております。それから右側の上のほうに資料1-1、資料1-2。資料1-3は非公開資料となっております。それから資料2、資料3。参考資料1、参考資料2となります。以上、不足があれば事務局のほうまで申してください。あと、ご発言方法ですが、WEBでご参加の構成員におかれましては、「手を挙げる」というアイコンを表示していただく、もしくは実際に挙手してお知らせください。発言されないときは、ハウリングを起こしますので、ミュートの設定をお願いいたします。また発言される際は、氏名を名乗ってから、はっきりとご発言くださいますようよろしくお願いいたします。以上、事務局からになります。

樫本： 個別の製品について記載がある資料については非公開と。そうしたいと思っております。皆さんのほうから資料の公開・非公開につきまして、何かご意見はございますでしょうか。よろしいですね。それでは本日の議題に移ります。1つ目の議題について、事務局から説明をお願いいたします。

徳井： 資料のほうを共有させていただきます。事務局の徳井です。本日はよろしくお願いいたします。資料1-1、「令和5年度完成用部品の指定申請に対する審査結果について」をお手元にご用意ください。1枚目をおめくりいただいて、1ページ目となります。こちらは本年1月25日に開催されました第63回補装具評価検討会にて審査をいただきました、完成用部品指定申請の結果をまとめたものになります。新規申請は262件ございまして、審査の結果、完成用部品として認められないものが110件ございました。区分重複1件というのは義足の完成用部品として、1つの申請で殻構造、骨格構造の双方に収載されるため、収載数としては2と数えるものになります。従いまして、来年度の新規収載件数は153件となります。また、継続申請におきましては3,305件、削除が136件、再登録が39件に加えまして、製品指定なし、つまりメーカーが限定されていないことから申請が不要となっている完成用部品が14点ございまして、新規収載と合わせ、令和6年度の完成用部品は合計で3,511点となります。また申請を却下した理由としましては、新規申請に必要としている臨床評価であるフィールドテストおよ

び工学的試験評価において、必要な条件を満たしていないもの、完成用部品に該当しないもの、特例補装具に取りつけるもの等であったことによるものとなります。フィールドテストや工学的試験評価については2ページ目に掲載しておりますが、例えばフィールドテストでは、評価期間の実日数が90日以上、症例数3件、評価施設2か所以上のいずれもを満たさなければならぬこととなっております。では次のページ、3ページ目をご覧ください。第63回検討会において、条件付きで収載することになったものです。こちらはその後をまとめたものになりますが、こちらは個別の申請についての申請内容が含まれておりますので、3ページ目のみ非公開資料とし、3ページ目についての発言も議事録非公開としていただきたいと思います。 (非公開) 資料1-1については以上となります。

榎本： ありがとうございます。それでは資料1-1について、ご意見がございますでしょうか。(非公開) 皆さん、よろしいですか。はい。それでは、この3ページ目の「非公開」という記載のある部分は非公開とします。次の議題について、事務局から説明をお願いいたします。

徳井： 資料のほうを共有させていただきますので、しばらくお待ちください。お待たせいたしました。資料1-2に移りまして、「令和6年度における完成用部品の指定申請への対応方針」となります。第63回の検討会における審査の議論の中で、フィールドテストや工学的評価の条件を満たしていないとなったものについては、検討会で個々に議論をする必要性が感じられないといったご意見を頂戴しました。また、第63回検討会座長の飛松先生から、そのような完成用部品に関する課題への対応については、事務局で取りまとめた上で改めてご報告するようにご指示をいただいておりますので、こちらの資料に来年度の対応方針としてまとめました。1ページ目をご覧ください。番号1から4については、申請の受付時に確認できる事柄について対応方針をまとめております。まず番号1と2は、形式的な要件を具備していないものの取扱いとなっており、うち番号2は希少な症例についてとなっております。番号3は、過去に不合格となった申請が、内容の更新・変更がまったくないにもかかわらず、再度全く同じ内容でなされた場合の取扱いについてとなっております。これら番号1から3については、令和6年度から、事務局において、それぞれの項目に該当しているものを整理した上で検討会にご報告することとしたいと思っております。また番号4の、本来、告示価格により算定すべきものが完成用部品として申請されるものの取扱いについては、告示価格により算定するものとして検討会にご報告することとしたいと思っております。次に番号5、外注品の取扱いについてですが、審査の過程において外注品と認められたものについては、来年度からは原則として、継続申請を含め、完成用部品としては収載しないこととしたいと思っております。ただし義手のコスミックグローブ等、完成用部品と製作要素を一体として成形する必要があるようなもの、特殊な技術を要するもの場合は、例外的に認めることとしたいと思っております。次のページに移ります。番号6、フィールドテスト実試用日数90日間の要件における1日の使用時間が定められていないことへの取扱い。こちらにつきましては、事務局において引き続き方針を検討することとさせていただきたいと思っております。次に番号7と番号8についてですが、完成用部品の流通経路も1つではなく多様性も出てきましたので、完成用部品についても各流通経路によって、複数の方法で算定することが必要だろうというものになります。まず完成用部品の流

通経路について、3ページ目をご覧ください。完成用部品の指定申請で想定している流通経路は、いちばん上のメーカー、サプライヤー、補装具事業者の3つのステークホルダーが介在しているものになります。従って、メーカー、サプライヤー、補装具事業者のそれぞれの利益に加え、メーカーから補装具事業者に至るまでの流通経費についても含めて算定する必要があります。しかし申請者が補装具事業者であって、その補装具事業者が補装具の製作に自ら取り扱う完成用部品を使用する場合は、サプライヤー等を通しておりませんので、流通経費やメーカー、サプライヤーの利益を含めた価格で取扱うことは、補装具費支給制度が公助である以上、適切ではないと考えております。そのため、申請者が補装具事業者である場合には、申請者が当該完成用部品を使用する場合の価格を別に算定する必要があると考えられます。具体的には、流通経費はなし、サプライヤーによる中間利益もなしということになると考えております。また申請者がサプライヤーの場合には、メーカーの利益や、メーカーからサプライヤーまでの流通経費を考える必要はありません。現状でも、サプライヤーによっては、申請時に中間利益を計上していないものも見受けられますので、公平性の観点からも、価格の算定方法について統一したいというふうに考えています。次に番号9。完成用部品にかかる利益率が申請事業者により異なることの取扱い、および番号10、加工が必要な完成用部品における加工費の算定については、引き続き事務局において方針を検討することとしたいと思います。資料1-2につきますのでご説明は以上になりますが、いかがでしょうか。

樫本： ありがとうございます。完成用部品の指定申請について非常に分かりやすい表を作っただけで、スッキリしたなど、そういう感じがいたしますけどね。今まで特に流通経費とか、そういうものを確かに認められないサプライヤーの方たちに支給していたと、そういうことですよ。その辺をハッキリするということですよ。

徳井： はい。そのようになります。

樫本： 皆さん、ご意見はございますか。よろしいですか。あとは事務局で引き続き検討するという項目も何項目かありますので、よろしく願いいたします。

徳井： はい。承知いたしました。

樫本： では次に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

徳井： 資料のほうを共有しますので、少しお待ちください。次は資料1-3に移りまして、「完成用部品価格における管理費の取扱い」についてとなります。こちらにつきましては、この資料の公開により申請者が申請した価格等も明らかになることから、非公開とさせていただきたいと思っております。(非公開)資料1-3につきましては以上になります。

樫本： (非公開)資料1-3およびそれについての議事録は非公開としたいと思います。よろしく願いいたします。では次の議題の説明をお願いいたします。

徳井： 資料のほうを共有しますので、少しお待ちください。お待たせいたしました。資料2に移りまして、「補装具費支給事務取扱指針の主な改正事項」となります。まず1ページ目をご覧ください。指針の第1、基本的事項については、市町村が補装具費の支給にあたり連携する専門職に、義肢装具士を追加しました。これは身体障害者更生相談所設置運営基準に準じた記載となります。また市町村、都道府県および身体障害者更生相談所に、補装具費を支給後のフォローアップについても積極的におこなうように明記いたしました。これは更生相談所が処方し判定した補装具が、利用者に適正に使用されているかについて、フォローアップしている更生相談所が少ないという厚労科研の結果から、明記させていただいたものになります。次に、指針第2の具体的事項にうつります。まず、身体障害児に対する電動義手の支給に関する項目の追加になります。児童に対する電動義手の支給に当たっては、補装具装用訓練等支援事業での訓練を含め相応の訓練を実施し、訓練期間および具体的な操作の習得等について担当訓練医が証明しており、習得した操作が発達段階において相応なものであると更生相談所で判断される場合には、技術の未習得を理由として不支給とすることは適切ではないこととしました。これは、補装具装用訓練等支援事業は、あくまでも補装具費支給制度につなげるための訓練事業であるにもかかわらず、補装具費の支給を認めないという更生相談所があると聞き及んだため、相応の技術を習得した児童については、技術の未習得のみを理由として電動義手を不支給とすることがないように明記したものとします。次に盲ろう者にかかる補装具の支給個数についてですが、これはすでに昨年の1月に事務連絡で発出したものとなります。それを今般、指針に明記させていただきました。すなわち聴覚と視覚に障害のある盲ろう者につきましては、障害特性を踏まえ、補聴器の両耳支給や、眼鏡の屋内・屋外用の複数支給等、情報取得に必要であると認められれば、実情に応じた個数を支給することができるというふうなことを、明記させていただきました。次に差額自己負担が認められる場合について、追加する機能が使用者の身体機能の補完および適合に影響を与えないと認められる場合に限り、差額自己負担を差し支えないこととさせていただきました。さらに具体的な事例等として、視覚障害者安全つえ等において、日常生活には軽金属等の素材で問題ないものの、より軽量のカーボン製を使用した場合、軽金属等の支給基準額との差額自己負担を可能としました。また、視力障害の認定基準を満たさない視覚障害者が、遮光眼鏡に視力矯正機能を追加したい場合、遮光眼鏡のみの支給基準額との差額を自己負担してもよいと事例を示しました。補聴器におきましては、支給決定したものと同等の機能を持つ小型軽量のものを使用したい場合、支給決定額との差額を自己負担とさせていただきます。また自走用車椅子の支給において、介助者の利便性のために介助用ブレーキを追加する場合は、介助用ブレーキなしでの支給基準額との差額自己負担ができるとお示ししております。次のページをご覧ください。補装具費支給に係る事務処理についてですが、進行性の難病患者に対する迅速な支給手続きを追加しました。進行性の難病患者の方に対する支給決定においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たす可能性が高い場合には、迅速に支給決定をおこなうこと等を明記したのになります。次に11、「補装具事業者との連携について」という項目を追加させていただきました。更生相談所および市町村が補装具事業者に対し、製品カタログ等に記載された額

が告示価格の範囲のものであるにもかかわらず、それよりも安価な額を一方向的に要求している例があると聞き及んでいるため、それは適切ではないということを明記いたしました。また補装具事業者が更生相談所、市町村、および医師、その他の専門職との緊密な連携を図り、医師の処方に基づいて、補装具の採型、製作、適合等をおこなうことを明記し、補装具事業者が差額自己負担等により医師の処方を勝手に変更することがないように明記しました。また販売する補装具、付属品、および完成用部品を含むものについて、補装具事業者が製品カタログ等に、仕様、価格等を公開することにより、価格の透明性を確保するよう努めることと示させていただきました。補装具を引渡す場合には、補装具の取扱方法、破損や不具合が生じた場合の対応等につきましては、申請者および保護者に説明するとともに、支給後のフォローアップについても積極的におこなうことと明記させていただきました。資料2については以上になります。

樫本： ありがとうございます。この取扱指針というのは、市町村、それから更生相談所が、補装具費の判定、それから支給決定するときのバイブルみたいな役割をしているんですね。「技術的ガイドライン」と冒頭のところに説明書きがありますが、なかなかこの指針に書いていないことはできないと。「指針に書いてあるから、こうだ」と。そういう更生相談所も多いと思うんですね。ですから非常に大事なものなので、今回いろいろな文言の改正をしていただきまして、また、その解釈と言いますかね、現場で混乱が起きないかとちょっと心配しているところもあります。そして構成員の皆さんからも多数の意見をいただきましたね。それを反映した修正案というか、最終案になっていると思うんですが、改めて皆さん、ご質問はございますでしょうか。清水構成員。お願いいたします。

清水： 清水です。ご説明ありがとうございました。ご説明の中で、遮光眼鏡で度数を入れるのは……なんでしたっけ。ごめんなさい、今、手元にすぐ見られないんですが。たぶんこのことは、おそらく、視覚障害があっても、視力障害がなく視野障害だけがある方が遮光眼鏡を作って、それで度数を入れるのは自己負担で認められるという、そこをクリアに説明しようということで、そういう理解でよろしいんですね。

徳井： はい、そのとおりになります。

清水： それで、たぶん現場の方がどこまで理解していただけるのかということもあるかと思うんですが、別の説明にもあったかもしれないんですが、「視野障害だけで視力障害がない場合には」と書いたほうが、もしかしたら現場の方は分かりやすいのかなと思ったりもしたんですが、いかがでしょうか。

樫本： 事務局、どうぞ。

徳井： 清水先生のおっしゃってくださるとおり、視野障害だけでなく視力障害というふうに、視野障害と視力障害を分けるという書き方も、私のほうでも考えたんですが、現状の身体障害者福祉法の書きぶり等も踏まえまして、どういうふうに書くのがいちばん混乱が少ないのか、

清水先生からご指摘いただきましたような書きぶりも含めて、最終的な書きぶりをもう一度検討させていただいて、最終的に決定したいと思います。

清水： はい。じゃあよろしくをお願いします。

徳井： ありがとうございます。

樫本： よろしいですか。それでは井村構成員からも手が挙がっていました。よろしくをお願いします。

徳井： 井村先生、ちょっとお声が聞こえないんですが。

井村： 大丈夫でしょうか。マイクを切り替えました。すみません。用語の確認です。資料のスライドのほう、2ページ目のところですが、「難病患者」という表記がありました。指針の本文は直していただきましたが、用語では「難病患者等」になっておりますので、こちら公開される資料であましたら、2ヶ所ほどありますが「難病患者等」に改めてください。

徳井： ご指摘ありがとうございます。承知いたしました。

井村： あと1ページ目のほうに戻りますが、コメントを今いただきましたが、補装具装用訓練等支援事業の扱いですが、今おっしゃった趣旨は十分理解できるんですが、一部しか使えない限定的な事業名をここに書くことが適切かどうかということのご判断について、もう一度コメント、ご見解をお願いしたいと思います。

樫本： 事務局、お願いいたします。

徳井： 井村先生、ありがとうございます。この装用訓練事業、こちらを書くことについては障害部のほうで事前にクリアを取らせていただきました。また、指針のほうになぜそのように、井村先生にご心配いただいているにも関わらず事業名を書いたかということなんですけれども、指針というのは、毎年改正しているものになりますので、この事業をやっている間は、少なくとも書いておこうというふうには考えております。

井村： わかりました。

徳井： この訓練事業の目的自体が達成できていないというところが非常に問題でして、達成するゴールが、更生相談所で電動義手を出していただく、処方をしていただくというところがゴールと。要するに、処方する際に電動義手を十分に使えないということがそもそもの問題で、その解決のためにこの訓練事業というのが立ち上がったということになりますので、そういった問題が解決されるように、今回、指針のほうに明記させていただいたものとなります。

井村： わかりました。ただ訓練事業のほうが単年度事業で、結構継続されているものがあるんですけど、訓練期間が1年で終わらない事例も多数ある中で、単年度事業をここに書くことが、私としては少し違和感を感じたところです。

徳井： ありがとうございます。

榎本： よろしいでしょうか。ここの身体障害児の電動義手の書きぶりなんですけど、ずいぶん、なんといいですか、生々しいと言いますか、現場の状況を反映しているんでしょうけど。例えば、訓練担当医が証明書を出して申請書に添付されているわけですよね。それを更生相談所が否定をしていると。ちゃんと習得していないと。そういう地域があって、こういう相談所があるんですか。私はわからないんですが。

徳井： 一応私どものほうには、更生相談所が「これは認めない」と言ってきて、訓練をしたかどうかとか、その児童が使えるかどうかといった観点ではなく、「これは高価なので認められません」と、正直におっしゃられる場合もあると聞き及んでいます。

榎本： 実際に直接判定で、児童の方がデモ機の筋電義肢を目の前でどのくらい使えるかどうか、それをちゃんと更生相談所の医師が診て、それで「できないじゃないか」と否定しているから、こういうことを書いたのかなと思ったんですが、それだけでもないんですね。

徳井： 直接判定までしているかという問題が、まずあります。児童なので、市町村限りで、判定という手続きを省略している場合に、そういった問題が起きているのではないかというふうにも考えられます。

榎本： なるほど。私は指針の全体の文を、構成員の意見で聞かれたときに、ここの部分は否定的な感じというか、ニュアンス。例えば「訓練担当医が証明している場合は、支給を積極的に検討すること」とか、それで済むんじゃないかなと思ったんですよ。「証明しているのにダメだ」、「不支給としない」と、わざわざ遠回りな言い方をしていますよね。そういうふうにも思いましたけど。

徳井： はい、確かにそのように現状では書かせていただいておりますが。この書きぶりについて、こういった否定的な印象を持たせないような書き方、更生相談所や市町村の方々がやっておられることが悪いということではなくて、相応の発達段階であるということを更生相談所が認めた場合、つまり訓練担当医だけではなくて、更生相談所の医師のセカンドオピニオンの余地も残したふうにしたつもりではありますので、そのほかの書きぶりについても、もう一度、持ち帰って検討させていただきたいと思います。

榎本： よろしくお願ひします。飛松構成員、よろしくお願ひします。

飛松： 今の電動義手の話なのでありますが、習得した操作がその発達段階において相応だということは、実は、技術は既に習得されているのであって、技術の未習得ということではないんですね。ですから、ここのところを……。それは、もう技術を習得しているわけなので、「未習得を理由として」という、そういう表現にはならない。だから「年齢相応の発達段階に対して、この技術は相当であると認められるのであれば、支給すべきである」というような書き方をさせていただくと、より積極的になるのかなとなります。それからもうひとつ。問題は、技術を習得するための手段というか、道具としての電動義手とその子の手元がない、その医療機関にないというところが問題なので、ちょっとこれだけでは、そのこの部分の解決にはならないのかなという気がいたしました。以上です。

徳井： ありがとうございます。少し書きぶりについては今、否定をもとにして書いているので、こういったような「適切ではない」という書きぶりになりますので、そこを肯定的な書きぶりにしたときに、今、飛松先生からご指摘いただいたような、発達段階も含めての「そういう場合には支給を積極的に検討すること」というような、書き方というものも検討していきたいと思います。

榎本： では、ここの部分の書きぶりを再検討していただくと、そういうことで、よろしいですか。ほかには気づいたところがありますか、皆さん。私からいいですか。差額自己負担のところですが、介助者の利便性のために介助用ブレーキを追加すると、それは差額だと。それはよくわかります。今、現状でもそういうふうにしています。ただ本文のほうで「介助者の利便性が真に必要であれば認めてよい」と、そういう書きぶりがあるんですね。その「真に必要だ」というのが、非常に、また、これが何をもってしてというのがわかりにくくて。私は意見を聞かれたときに「そこはカットしたほうがいい、混乱を招くから」と言ったんですが、結局、残りましたね。本人たちというか、申請者たちが「欲しい」と言っているだけならば差額自己負担。ところがご家族の、支援者の、何か身体状況だとか年齢とかを考えて、やはり真に必要だというときは、そういうブレーキは公費で、差額じゃなくて支給していいと。そういうふうにつえられるんじゃないかと思うんですが、混乱を招かないかなと心配しています。いかがですか、事務局。

徳井： ありがとうございます。今回、なぜ本文の中に残したのかということなんですが、介助用ブレーキを差額自己負担で取り付けてもよいということになったときに、今度は一律に、更生相談所のほうが、今度は介助ブレーキをつけるといったときに、その要否を判断することなく、「指針に差額自己負担と書かれているので、すべて公費で賄うことはできない」となってしまうのかと。実際に、本当に介助ブレーキが必要な方、要望にもあったのですが、すごく自分のお子さんが高齢化になって、体重もすごく重い息子さんを、山道で、自宅に連れて帰らないといけないという高齢のお母さんからも、「介助ブレーキとかをつけてほしい」とか、そういった要望もありまして。ほかにヘルパーさんも高齢化してきてしまって、もう誰も見る人がいないと。そういった場合に、どこまで介助ブレーキを差額自己負担で出すのか、公費で出すのかといった問題はありますが、単に差額自己負担ということになると、それはそれで、また一律に公費としても支給しないということになるのではないかと思います、本文にこの一文を残したということになります。

榎本： 介助者用ブレーキはそれほど高額ではないので、問題は起きないと思うんですが。今、実は、宮城県の例をちょっとお話しますと、今、簡易型の電動車椅子でカーボンのものがありますね。今まで3例くらい宮城県で要望があって、3人とも差額自己負担にしています。「介助者の利便性のためには認めない」と、今までは、してきたんですよ。介助者の利便性っていうのは、簡易型の電動車椅子を自家用車に乗せるときに、30キロぐらいありますよね。そのカーボンのやつはトータルで15～16キロなんですよ。ですから女性でも持てるんですよ。今までこういうのは全部、全例、「差額が発生します。これを希望する場合は、やむ

を得ないんです」としてきました。4月以降、また同じような申請があったときに、真に必要なならば認めざるを得ないなど、そういうふうには実は思っているんですね。やっぱり高い電動車椅子ですから。これは全国で、たぶん多々、そういう相談が出てくると思いますよ。

徳井： 今回は介助ブレーキなんですけど、今、榎本先生がおっしゃられたのは車に乗せるということになるかと思うんですが、どういうふうに車に乗せるのか、その車に乗せる必要がどこまであるのかといったところにもなってくるんだらうと思います。現状、今、差額自己負担で論じているのは介助ブレーキまでということになりますので。あとは本当にどこまで必要なのかという、そのレベルですね。榎本先生がおっしゃられたように、すごく難しいものになると思うんですが。現状はやっぱり、そこはまだ私たちも、どこまで真に必要なところで、どこにレベルを引けばよいのか、基準を引けばよいのかというのは、実際のところはそこまで具体的にはできていない。今のところは介助ブレーキまでとは考えていますけれども。

榎本： そうなんです。介助者がやっぱり楽なわけですよ、カーボンの簡易型は。本人が操作するのには何の問題もないというか、普通の簡易型でいいんですが。その辺が、結構カーボン製品が出てから申請が上がってきていますので、またいろんな質問が来るんじゃないかと思いますが。まず、今回はこれで、指針の本文はいいと思いますけれども、一応認識していただければと思います。

徳井： はい。

榎本： 飛松構成員、お願いします。

飛松： すみません。その指針のほうを十分に理解していないのですが。介助者の利便性のために介助用ブレーキを追加するというのは、介助用ブレーキというのは介助者の利便性のためにあるものではないかと思うんですね。ですから介助用ブレーキを追加する場合というのは、もう介助者の利便性のため以外の何ものでもないです。ですから平易に言えば、その「介助者の利便性のために」というところをカットして、「介助用ブレーキを追加する場合には、その差分を自己負担しなさい」ということになるのではないのでしょうか。そして今のやり取りを聞いていると、介助用ブレーキにもいくつかあって、チタン製の軽いものだと介助者は楽なんだと。そういうときに、さっき言った「真に」という言葉が出てきて、「そういう軽いものじゃないとダメなんだという人には、それは支給しましょうね」という趣旨なんじゃないか。ですから言いたいことは、「介助用ブレーキを追加する場合は、差額は自己負担なんだ。それがどういったものであるかどうかは負担する側に任せるよ」という趣旨なんですかね。それがいちばんスッキリすると思うんですけど。

榎本： 事務局、お願いいたします。

徳井： ここの介助用ブレーキに関しましては、実際に当事者のお母さま方からお話を聞いたんですけど、「なくても大丈夫なだけけれども、やっぱりあったほうが安心する」という場合と、「もう、どうしてもこれはないと危なくて困る」と。例えば門扉を閉めるとかいうとき

に車椅子が動いてしまうと危ないとか。そういったいろんな場面があって。やっぱり「坂道を何とか頑張れば行けるけれど、介助用ブレーキがあったほうが安心」という場合と、「ないと大変危ない」という場合の2つがあって。介助者の利便性というのは「なくてもいけるけれども、あったほうが安心」というものが、利便性というところで、「真に必要」というのは、「ないと大変危ない」というものと考えています。

榎本： ですから公費で介助者用ブレーキを出すことも多いんですね。今、お話があった坂道だとか、あとは使用環境に応じて。ここは「介助者の利便性のために」というのは、キーワードなんですね。これは外すわけにはいかないと思うんです。ただ例えば今、思いついたんですが「介助者の利便性だけのために」とか、ちょっとやると、もうちょっとハッキリするんじゃないかと思うんですね。どうなんでしょうか。飛松構成員、お願いします

飛松： ですから、たぶん、その「利便性」という言葉の解釈が、私のような一般的な人間にしてみると、利便性というと「それで利得がある。だからこそ、介助用ブレーキが必要なんだよ」という話なんだけど、今の話だと「必ずしも必要じゃないんだけど、でもあったらいいな」というときには、自己負担で出してね」ということなんですよ、言いたいことは。ですから、それをうまく、厚生労働省らしく表現すればいいのかなという気がしました。ごめんなさい。すみません、以上です。

榎本： はい、事務局、お願いします。

徳井： ありがとうございます。飛松先生のおっしゃられるとおりで、本当に必ずしも必要でないものというのが、今回、言いたかったことと。要するに現行の指針の中での差額自己負担というのは、「機能の追加を一切認めない」と書いてあったために、今回の介助ブレーキみたいに、あったほうが便利だし、あったほうが危なくないだろうとお母さんが考えて、「この差額自己負担でブレーキをつけたい」と言ったときに、「これは機能の追加になるから認められません」というふうになるという問題が生じておりました。そこをお母さんたちの「差額自己負担でもいいから介助用ブレーキをつけたいんだ」と言っておられることに対して、この項目を設けたということになります。

榎本： 実を言うと、ここが微妙なのは、今みたいに、ご家族の希望でつける場合に、差額なのかというか、介助者用ブレーキ分は全額自己負担ということで、今までも認めているわけですよ。「つけたければどうぞ」と。その部分は差額ではなくて、その部分の価格は自己負担ですよ。ところが「車椅子全体で、ブレーキのない車椅子との差額」ということを、ここに書いてありますよね。ここがちょっと微妙でね。というのは、いろんなもの、ほかにも付属品はたくさんありますよ。それをつけたいなら、その分は自費でつけてくださいと。差額じゃないんですよ。そう理解しているんですけど、そこが非常に微妙なんですね。基準額との差額というところの定義づけが難しいんです。

徳井： 「介助用ブレーキをつけていない場合と、つけた場合との差額」ということでは難しいということでしょうか。

榎本： そうなんです。例えば、実際は、介助者用のブレーキで、非常にオプションが高額なもの。例えばオーエックスとか外国製の車椅子を選ぶと、いろんなオプションも基準額より高くなるわけですよ。それは差額ですよ。基準にある介助者用ブレーキの基準額より、差額で出してください。これは非常に分かりやすいですよ。デザインとか素材を理由に高い車椅子を選んでいるわけです。ところが、基準で出せる車椅子を選んで支給しようとしているときに、介助者用ブレーキが欲しいと。「それは本当に差額なの？」と。「欲しければどうぞ、もちろんつけられますよ。その部分はお支払いくださいね」と。宮城県だとそれは差額と言わないで、全額自己負担と言っています。オプション分は全額自己負担。

徳井： そうです。私たちの指針で言うところは、宮城県で言う、「そのオプション部分は全額自己負担」ということにはなりません。要するに「ご希望の付属品をつけない場合との差額自己負担」ということで考えておきまして、その例示のところでも文面として、「つけていない場合との差額自己負担」と、ここは榎本先生からのご指摘を受けまして、一文、追加をさせていただいた次第です。

榎本： 難しいんですけど、読み取り方で混乱しないか。それと、さっき言った「真に必要であれば、差額じゃなくて出してよい」と。もちろん真に必要であれば出せるわけですけど、ただそれが素材やデザインの部分で、あと、身体機能に影響をおよぼさなくて真に必要なものって、一体何なのかなという、やっぱり介助者ブレーキはひとつの例になりますよね。それと同じ指針の文章の上のほうにそれが書いてあって、差額自己負担の例と出されて、その介助者用ブレーキのところに「利便性向上のために」と書いてあるから、上の文章にも「利便性のために、真に必要であれば認めてよい」と書いてある。そこを読んでからこの例を読むと、非常に混乱するんですよ。一体何なんだろうと。だから飛松先生がおっしゃったように「本当は必要じゃないのに、希望すればつけていいよ」と。「差額自己負担で付けていいよ」と、「本当に必要だったら更生相談所は出さない」というわけですよ。

飛松： 要するに2つのことがあって。ひとつは「介助用ブレーキが必ずしも必要じゃないけど、でもつけたいなというときには、自分でその分出さないね」。次にもうひとつ。「介助用ブレーキが必要なんです。だけれども、もっと軽いのがいいなというような、素材に関わる、あるいはデザインに関わるころの、その差額に関しては、そこは自分で出してね」という。その2つのことがあるんですね。だからそれは例示か何かで出すと、榎本先生、ハッキリするのではないかと思うんですが、その辺はいかがですかね。

榎本： そうですね。ですから、事例をもうちょっと分かりやすいように、書きぶりを直したり追加したりするほうがいいかもしれないですね。

徳井： そうですね。指針のところにあまりにも詳しく書くというのは、それはほかの例とのバランスが取れませんので、指針についてはある程度のところで、あとはそれを補完するような形でQ&Aや取り扱い要領等もございますので、そういった部分で、もう少し具体的な詳細な事例というものを、ご説明するようにさせていただきたいと思います。

榎本：　そうですね。今回、こういう「差額自己負担の例」と入れたのは初めてですよ。ですから、これがどういうふう読み方によって解釈されるか、ちょっと心配しているんですね。先ほどの遮光眼鏡のお話でもそうですが、誤解されないように。「遮光眼鏡に度をつけちゃいけない」と言っているわけではないのに、やっぱり視力が弱い方、ただ手帳に該当しない方、それはもちろん遮光眼鏡プラス度を入れていいわけですよ。ただ度を入れた部分はお支払いくださいと、そういうことなんですけど、その辺をハッキリ書かないと、また「遮光眼鏡に度を入れたものは出せない」と考えてしまう市町村とかが、いるかもしれないんですよ。「そうじゃないんだよ」と、「お支払いいただければ出せるんだよ」ということを、ちゃんと強調したほうがいいんじゃないかというのが、先ほどの清水先生のご意見だと思うんですが、もうちょっとこの辺を、検討したらいいかなと思うんですよ。

徳井：　書きぶりについては今日、先生からいただいたご意見で、検討すべきところは検討させていただいて、またご相談させていただくところをご相談するかもしれないんですけど。Q&Aとか、そういったものも含めて考えながら、何もすべてを指針で説明する必要はないと思っておりますので、そのあたりは持ち帰って検討したいと思っています。

榎本：　はい、わかりました。よろしいですか。河合構成員、お願いします。

河合：　河合です。すみません。自走用の車椅子に介助用ブレーキをつけるというときは、ほとんど身体拘束目的で使われるんですよ。知的障害が軽度なこどもに対して動かないようにブレーキが欲しいという相談が、たぶん圧倒的で。施設の場合はもちろん同意書をいただくんですが、身体拘束をいちばんやってるのは家族なので。「身体拘束がないように」という条件付きにしてもらわないと、これは市町村、みんなつけることになって大変になると思うので、身体拘束の話は、ぜひつけていただきたいと思います。

榎本：　事務局、いかがですか。

徳井：　身体拘束、介助ブレーキのところですか。

河合：　自走用の車椅子につけるということは介助用のブレーキになります。すごく重度な方で、自走用ではない手押しの車椅子であれば全然問題はないんですが、自分で行きたいところがあるのに行かないようにするために使われるというのが、今の自走用の介助ブレーキなんです。それは、施設に入ったらみんな使わなくなるんですけど、ご家庭の場合はたいがいブレーキで固定されているというのが今の実態だと思います。

徳井：　もちろん今おっしゃっていただいたような内容で、自走で、ご自身がどこかに行きたいときの身体拘束として、介助用ブレーキをつけるというのは、当然こちらは公費で支払うべきものではないと考えています。

河合：　ところが、児者切り替えのときには、お母さんはほとんど希望される。なので「身体拘束になるから、これは付けられないんですよ」というのが、今の各都道府県の判断だと思うんですけど。

樫本： 事務局、お願いします。

徳井： そうすると、「差額自己負担であっても、身体拘束に該当するような場合には支給することはできない」という、その一文をつけるということでしょうか。

河合： そういうふうに書いていただいたほうが、よろしいかと思います。

樫本： 浅見構成員、お願いいたします。

浅見： 非常に難しい、今のお話だと思うんですが。実際に身体拘束まで、この今回の補装具の定義というのにそこまで含めると、すごく内容がまとまらなくなるのではないかと。実際に拘束をする、しないというのは、また別問題になるという感じがいたしますけれども。今回は、とにかく自走用というのは、通常は介助ブレーキはつけないんだけど、「真に」というのが、よく意味がハッキリしないので、そこをしっかりと例を出していただいて。通常は介助ブレーキはついていないものですよ、自走用車椅子は。ただ、つける場合は、こういうような例を挙げていただいてお示しいただくと、少しわかりやすくなるのかなと思います。

樫本： 事務局、いかがですか。

徳井： ありがとうございます。書きぶりにつきましては、事例をもう少し詳しく書くのであれば、指針ではなくて要領、あるいはQ&Aというような手段がございますので、そういった部分でも考えていきたいと思います。

樫本： その辺も踏まえまして、ご検討をお願いいたします。清水構成員から手が挙がっております。清水先生、よろしく申し上げます。

清水： 清水です。遮光の眼鏡については、ディスカッションも検討事項も多いところなんですけど、ちょっと大事なことを今、気付きました。この説明の中に「遮光眼鏡」と書かれているんですけど、私たち、話し言葉では「遮光眼鏡」と言うんですが、今、遮光眼鏡という表現はなくなっていると思いますので、「眼鏡（遮光用）」とか、書きぶりを検討していただいたほうがいいのかと思います。以上です。

樫本： ご指摘の通りだと思います。事務局、どうですか。

徳井： 清水先生、これはどこかの用語集とかで出ているものでしょうか。

清水： 用語集というか、厚労省から出ているものにもなっていますよね。一昔前のものだと「遮光眼鏡、弱視眼鏡、矯正眼鏡」となっているけれども、何年前か忘れましたが改正があったときに「眼鏡」となって「遮光用、弱視用」とか、そういう書きぶりに変更されたと思います。

徳井： ありがとうございます、清水先生。告示は確かに「眼鏡」で、その中に「矯正用、弱視用、遮光用」と入っておりますが、指針のほうの書きぶりが告示と合っていないというご指摘でよろしかったですか。

清水： はい、そうです

徳井： ありがとうございます。修正させていただきます。

樫本： よろしいですか。ほかにいかがですか。よろしいですか、皆さん。ではまた書きぶりとか、事例のこと。それから、それをQ&Aとか要領で示すのも含めて、事務局で検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。では次の議題に移ります。事務局から説明をお願いします。

徳井： 次は資料3に移りまして、「令和5年・6年度における調査研究」についてになります。1ページ目をご覧ください。令和5年度は厚労科研の公募課題、指定課題のほうを実施いたしました。こちらのほうの研究につきまして、まずご報告をしていただきたいと思います。公募課題について、高岡先生、ご説明をお願いできますでしょうか。

高岡： はい、よろしくお願いします。では画面を共有させていただきます。待ってくださいね。では、よろしくお願いします。「補装具費支給制度等におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究」ということで、令和4年度、5年度、2年間にわたって研究させていただきました。私が研究代表者ということで、研究分担に樫本先生、菊地先生、中村先生、芳賀先生にご参加いただきました。これはいつもお示ししているものなのですが、こういう、いろいろな補装具の不具合が出てきたときに、やはり早期の対応が必要であるということと、支給しっぱなしではいけないということとでございます。背景としましては、令和2年から3年に実施しました研究で、いろいろとフォローアップに関する取り組みがなされていることはわかりました。ただ、それが限られた機関や個人の努力で行われている段階ということで、今回の調査においては具体的なフォローアップ方策を試行していくということと、最後にまとめを作成するということを目標といたしました。代表的な問題としては、もうご存知の通り、本当にこれは利用してる方そのものが、修理できることも知らないし、どこに相談したらよいかもわからないし、どこで作ったかも知らないよっていうことは、普通によく聞かれる問題でした。問題が起こる時期として、当初は、この更生相談所等で作った更生用の装具のフォローアップということのみを考えていたんですが、やはり、回復期リハビリテーション病棟で治療用を作ったあと、更生用として初めて作製するところの、この福祉への移行の問題というのも非常に大きいということがありましたので、そちらに対しても具体的に対応したいということで研究してまいりました。最終的には、どこか1ヶ所がやればいいということではなくて、いろいろな機関が役割を分担しつつ、可能なことをやっていくということに、結局はならざるを得ないということになります。研究体制としては、こういう研究体制でやってまいりました。これがまとめの図になるので、またじっくりと報告書等でご覧いただければと思います。まず治療用の装具を回復期等で出したときに、そのあと治療用で修理ができるとか、あるいは更生用に行くときにはどういったところに行ったらいいんだよというところの案内をしっかりとってほしいということで、チラシを作ったりすることをいたしました。補装具として判定を一旦してしまえば、そのあと相談先というのは決まっているので、あまり大きな問題にはならないのですが、やはりそのタイミングというのを

図るのが難しいです。できる限りご自分でもチェックするというを目的として、チラシを作成するとか、補装具の管理手帳を作るとか、あとで少しお話しますが、このアプリを利用するとかということを検討してまいりました。いちばん下に書きましたが、基盤となる取り組みということで、やはりPOにしてもPT、OTにしても、補装具そのもののことを非常に分かっていないということもありましたし、補装具の支給制度ということも理解していないということもありました。やはり教育現場からの対応というのも必要であるということと、更生相談所においては研修会を実施するとか、あるいは便利な判定ができるような仕組みを考えると、あるいは利用者自身に対して、知る機会を増加させていくということが必要であろうということになりました。具体的には、こうした装具の管理手帳、義足の管理手帳もあるんですが、これは北九州市のほうで使っていただき、一定の成果はあるかなということになりました。また、これは裏表で、われわれのところでは使っているチラシなんですけど、こうしたチラシを回復期の病院に配布しまして、「保険で作ったときに渡してね」というようなことも、おこなってまいりました。またこうした支援者・専門職向けの研修会も2年間で何回もおこなってまいりまして、まあ、これは継続しないといけないなということですが、こういうコンテンツも用意いたしました。また義手のミーティングということで、これは中村先生におこなっていただきました。利用者、あるいは専門職にとっても、非常に情報のニーズというのが高いものがありましたので、こうしたミーティングというのを継続して実施していただくとありがたいと考えます。利用者向け・支援者向けのパンフレットというものも作成させていただきまして、これは芳賀先生に作成していただいたんですけども、こうした資料も実に有効だと思います。ホームページ掲載などを進めますので、ダウンロードしてお使いいただけると思います。また先ほどお話したスマホのアプリということなんですけど、これはわれわれが作成したということではなくて、ミライロという企業がNICTという経済産業省の補助金を使って開発を今年度行いました。それに協力をいたしました。こういうスマホの中に補装具の情報を取り込んで自分で管理するというのと、ときどき一定の期間で「点検してくださいね」というプッシュ機能を用いて、ご自分で点検する、場合によってはメーカーに相談するといったようなアプリを試作したということです。一応、これは来年度ぐらいに完成できるのではないかとこの予定になっておりまして、引き続き協力していきたいと思っております。これはプラスしてなんですけど、われわれのほうで文献調査をして、「フォローアップ」という単語と、あと「下肢装具」とか「義手」「義足」というのをかけた文献検索をしてみました。そうすると、この10年ぐらいの間に、いろんな文献が90%集まっている。特にこの数年、非常に増えているということがわかりまして、実にフォローアップに対する関心が高まっているなと思っております。各地域で対策をおこなっていく機会が到来しているのではないかと考えております。先ほど徳井専門官のほうから取扱指針のご説明がありましたが、「フォローアップが必要だよ」ということを指針に書いていただきますと、現在、非常に熱心におこなっている更生相談所などは「力を得た」ということになってくると思いますし、やっていないところは、ぜひ意識していただきたいなと思っております。ありがとうございました。以上です。

- 徳井： ありがとうございます。では引き続きまして指定課題のほうですね。それにつきましても、ご説明をお願いいたします。
- 浅見： それでは、このスライドをご覧くださいと思いますが。指定課題としまして「技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究」ということで、3年計画の今年度は1年目ということになっております。スライドは次をお願いいたします。ここにありますように3年計画で、おこなっているところなのですが、それぞれ価格体系などの評価もしておりまして、運動器系補装具、視覚系補装具、聴覚系補装具、重度障害者用意思伝達装置というふうに、グループがわかれながら調査をしているところでございます。それで、各グループの担当の先生方に、それぞれご説明を、これからおこなってもらうことになっておりますので、まずは運動器系補装具のほうから、よろしくをお願いいたします。
- 中村： 運動器系補装具につきまして、まとめて報告します。項目がいくつか、たくさんあるのですが、まず支給判定に関しましては、先ほどからいろいろ議論がありましたように、判定はとても難しい場合もありまして、そういう場合にはセカンドオピニオンというようなものが必要ではないかという考えを持ち、そのニーズについてアンケート調査をおこなっております。支給基準の価格検討につきましては、この会で今年ずっと検討してまいりましたように、既に得られていました物価高騰や人件費等のデータから、現行の基準と実際の算出価格の差を試算しまして、比較をおこないました。義肢に関しましてはやはり差が大きくて、採型区分や形式により利益率が大きく異なり、特に切断部位が高位なほど、いわゆる難しいものほど、利益率が低いことがわかりました。装具につきましては、いわゆる採型方法が、実は石膏ギプスだけじゃなくて、いろんな方法が講じられていることを調査し、これについては現在調査中で、まとめている段階です。そのうち、印象材を用いた足底装具の採型方法について、価格の比較検討をおこないました。大きな話題としては、既製品等の新たな支給基準案の作成があります。既製品装具につきましては、従来の価格決定のための算定式として、特定医療材料や薬価を参考にした原価計算方式を用いて、価格の試算をおこないました。車椅子に関しましては大きく変えまして、モジュラー型車椅子の価格構成を調査し、構成要素を本体価格に含める項目、加算要素、付属品の3つに分け、新たな基準を作成しました。次のページに行きます。将来的なことを見据えて、基本工作法における新技術に関する調査です。デジタル技術というのは進歩が著しいもので、それがかなり現実になっていることから、実態調査をおこないました。また既に運用しているシステムに関しましては現地調査をおこない、その特徴や今後の展望について、実際の事業者と意見交換をしました。また借受制度につきましては、課題を明確にすることがいちばんの最優先課題で、いろんな関連団体にヒアリングをおこないました。今後の運用に関してのメリットと課題について検討をおこなっております。以上が令和5年の報告でありまして、来年度は、支給判定に関しましては、ニーズの結果から、オンライン更生相談室というセカンドオピニオンの場を試行してみたいと思っています。また支給基準の制定に関しましては、何が重要な要素なのかとか、そういう整理をし、実態を把握していきたいと思っています。また次の価格改定に向けては、適正な価

格とはなんなのか、それについて実態調査をしてデータを集めていきたいと思っています。以上です。

浅見： それでは視覚系補装具のほうのご説明をお願いします。

山田： 視覚系につきましては、今年度は3点おこないました。1点めは支給基準の価格検討ということで、今年度は義眼、眼鏡の矯正用、遮光用、弱視用、焦点調整式と掛けめがね式について、物価高騰を踏まえた価格実態調査をおこないました。その結果、今までにもご報告してまいりましたが、義眼（レディーメイド）、眼鏡（矯正用）は価格変動が見られませんでした。義眼のオーダーメイド、あとは視覚障害者安全つえ、コンタクトレンズは全課題でのデータからの抽出なのですが、一部の仕様または眼鏡（矯正用）で5%からプラス16%の変動が見られています。眼鏡（矯正用）については価格の調査をおこなった結果、回答協力が得られないことがあり、今後の価格調査方法についての検討が必要かと思われました。2点目につきましては、視覚系補装具の支給実態の調査ということで、共同研究者の奈良里紗を中心に、補装具や日常生活用具を利用中の視覚障害者を対象に、その支給実態および活用実態について質問紙によるアンケート調査を実施いたしました。現在回答のあった226件について解析中でございます。3点目は、視覚系補装具に関する情報発信といたしまして、私ども医療者だけではなくて、補装具を利用している視覚障害者ですとか、あとは選定、支給、訓練、販売に関わる関係者すべてを対象としまして、10月から計6回、月1回、約1時間程度、視覚系補装具についての基礎知識を周知するための勉強会を実施いたしました。今後、勉強会参加登録者へアンケートをおこないまして、その効果について調査をおこなう予定としております。令和6年度の計画としましては、視覚系補装具の支給実態および文献調査として海外との比較など、またアセスメントシートの試作・試用評価・改良、あとは補装具、日常生活用具を併用した訓練の検討ということをおこなっていきたいと考えております。以上です。

浅見： ありがとうございます。次に聴覚系補装具のほうをお願いします。

蒲生： 聴覚系補装具に関しましては、令和5年度については補聴器メーカーと補聴器販売店にアンケート調査を実施しております。そこで現行の補聴器の市場価格の実態につきまして、特に価格変動の推移を調査いたしました。また全国の販売店における補聴器販売の実態について、特に支援法補聴器、これは制度内補聴器という言い方をしておりましたが、制度内補聴器の販売の実態を調査いたしました。価格に関しましては、市場全体といたしまして約5%の価格の上昇が見られたという結果でございました。制度内補聴器に関しましては調査期間中の補聴器販売の約10%でありまして、その中の3分の1が差額自己負担が見られたという結果でございました。令和6年度に関しましては、ちょっと補装具とは離れるところかもしれませんが、現在、各自治体で独自の補聴器購入の助成制度が始まっておりますので、その実態調査をおこなう予定でおります。そのほか令和9年度の価格改定に向けまして、補聴器の販売店での手順のリスト化とかがまだ進んでおりませんので、どのような内容のことが、ど

のぐらいの時間でおこなわれているとか、そのようなものをリスト化できればと考えております。以上です。

浅見： ありがとうございます。最後に、重度障害者用意思伝達装置についてお願いいたします。

横井： 横浜市総合リハビリテーションセンターの横井です。重度障害者用意思伝達装置に関しましては、現行の重度障害者用意思伝達装置の価格変動について調査をおこないました。まず内容としては、回答があったもののほとんどが高度な環境制御装置もしくは通信機能が付加されたものであって、基本構造については今後、検討が必要と考えられました。また価格変動については、一部項目について、かなりの、20%以上の上昇が認められておまして、基準価格の見直しが必要と考えられました。令和6年度の計画ですが、基準価格等の適正化の実態調査等ということで、訪問して適合判定をおこなうというところで、実際の提供に関わる時間などの調査をおこないたいと考えております。以上です。

浅見： 以上でございます。今回の、今年度の結果をもとに、来年度、令和6年度の計画を進めていきたいと考えております。

徳井： ありがとうございます。来年度につきましては、公募課題につきまして新たなテーマが開始されます。指定課題については3年計画の2年目に入ることになります。来年度始まります新たな公募課題について、概要をご説明させていただきたいと思っております。研究課題名は「将来的な社会参加の実現に向けた補装具費支給のための研究」ということになります。現在の補装具費支給制度では、将来必要となる補装具について現状では支給できないということになっていますが、「将来、一般就労したい」等、社会参加に高い意欲を持つ利用者の方に対し、告示基準よりも高機能な補装具を支給することによって、どれだけの費用対効果が生じるかを検証しようというものになります。こちらについては、まだ実施機関が決まっておりますが、来年度から開始する予定となっております。資料3については以上となります。

樫本： どうもありがとうございました。公募の研究が、まだ担当機関が決まっていないということで、これは非常に難しそうな研究課題ですね。でも、ぜひやっていただきたいなど、そういう内容だと思います。皆さまからご質問はありますか。あとは構成員だけでなく、オブザーバーの皆さんからも、何か追加でご発言したいことがあれば、お受けします。いかがですか。中村オブザーバー、お願いいたします。

中村： 中村です。2つの厚労科研に携わらせていただいて、その感想というか、コメントというか、ちょっとお伝えしたいと思っています。この制度に関わってくるものとして、事業者さんの非常に厳しい状態というのを、過去のデータから、この場で何回もお伝えしたところなんです。先日フォローアップのほうのシンポジウムに参加したところ、実は更生相談所もアップアップな状態だということがわかりまして、とても厳しい状態かなと感じています。特に更生相談所のほうにアンケートを取ったりすると、やはり専門的知識を持っている人がいないとか、更生相談所自体も人材不足で苦勞しているんだということがわかりましたので、そこをなんとかしないと。事業者さんも「更生相談所、何とかせい！」みたいになって

も、何とかする力が、たぶん、ないんじゃないかなと思っています。そこを、やはり長期的な感じで作っていかないといけないと思っています。特に専門家の人材育成は、時間をかけないと難しいと思っているので、今回、指針がより細かくなったことによって、少しはメッセージ的な、何をすればいいかというのは、ちょっとはクリアになったかとは思いますが。なかなか行政全体に、この考えをアップデートするまでも、また時間がかかるので、そこら辺を手を抜かないでやっていく必要があると思いますし、研究班としても協力していきたいと思っています。

樫本： ご指摘ありがとうございます。更生相談所の、そういう技術的な部分といいますか。今、判定といっても、価格が妥当かどうかという、どうしても事務的な、金銭というか算定が基準にちゃんと合っているかと。そういう判定で、判定が終わったと勘違いしている更生相談所も、多いんですね。私も何年も前から言っていますけど、まず更生相談所に常勤の医師を入れるというのは、もうこれはハードルが高すぎて絶対に無理だなと、そういうふうには今も思っています。今、いちばん更生相談所に配置していただきたいのは、義肢装具士さんなんですね。全国の更生相談所に1名ずつでいいから、義肢装具士さんが入るとガラッと変わると思うんですね。というのは、実際に義肢装具士さんが入っている更生相談所では、キッチンとやっていたり、あとは事業者さんと対等の会話ができるし、共通言語を持っていますよね。その辺は、ぜひ厚労省にもご協力いただいて、更生相談所の底上げを図っていただきたいというのは、これは個人的な考えなんですけどね。ただ更生相談所の施設基準に、職員がどういうものかというものの中に、義肢装具士はちゃんと入っているんですよ。でもそれが実際に実現していないだけです。事務局は何かありますか。

徳井： ありがとうございます。更生相談所の皆さまからも、やはり「補装具費支給制度のご説明をしてほしい」というようなご要望は上がっておりまして、実は3月に2回ほど、全国の更生相談所向けの説明会を予定しております。その更生相談所向けの説明会の開催というのを聞きおよびになった、ほかの市町村であるとか療育園の方々からも、「そういった勉強会というものに参加したい」という声を、実はたくさんいただいておりまして、直接メールをくださるような方も多くいらっしゃいます。山田オブザーバーからも、今回、視覚障害者、あるいは視覚障害者への補装具向けの勉強会をしましたところ、毎回500名以上の参加者もいらっしゃるということで、大変需要が高いということがわかりましたので、今後も更生相談所のみならず、それ以外のコメディカルの方等も対象にした勉強会というものを開催して、その効果につきましても厚労科研チームと一緒に検証し、皆さんで、よりよい制度を作っていきたいと考えています。

樫本： ありがとうございます。あと、先ほど来年度の厚労科研の中で浅見先生がやっていたらっしゃる中に、セカンドオピニオンを求めるオンライン相談所、こういうものも更生相談所の底上げにつながるんじゃないかと思うんですが。浅見構成員、どうぞ。

浅見： まさにおっしゃる通りだと思いますので、うまくそういうことの連携ができるような形で体制作りができればと思いますし、結果を出せばと思っています。あともうひとつ、先ほど

お話がありましたけれども、更生相談所に義肢装具士の方をというところで、本当に、そうできればと思います。常勤ではなくても、嘱託でもそういう方がいらっしゃるとういとは思うんですけど、なにせ義肢装具士の方の数が今は非常に少ないというところがあるので、そこに本当に派遣ができるかというところが、もともとの大きな問題だと思いますけれども。そういうふうな、「更生相談所にそういう方がいないといけない」という厳しい、そういうルールを作っていただくことで、また義肢装具士の方が増えるきっかけになれば大変嬉しいなど、先ほどのご意見を聞いて思っておりました。以上でございます。

榎本： ありがとうございます。そういうことで、少しずつこれから皆さんと一緒に、中村オブザーバーがおっしゃっていたような技術的な部分、そういうものを確立していきたいなと思っています。よろしいですか。ほかにありますか。よろしいですか、皆さん。じゃあ今年度の補装具検討会は、これで終了になります。そろそろ時間になりますので、本日の議論を踏まえて、あと厚労科研等も含めて、必要な対応を進めていただければと思います。では事務局のほうにお返しいたします。

川部： 皆さま、長時間ありがとうございました。最後に辺見障害保健福祉部長から、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

辺見： 障害保健福祉部長の辺見でございます。本日も活発なご議論を大変ありがとうございました。第65回になります補装具評価検討会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。今回、本年度最後ということでございますので、挨拶の機会を設けさせていただきました、ありがとうございます。今年度ですが、持ち回りでの開催を含めまして、計6回にわたって開催をさせていただきました。各回、本当に活発にご議論いただきまして感謝申し上げます。特に今年度は、3年に一度の補装具の基準改定の年に当たりました。補装具の原材料費の価格高騰といった問題も、まさに、このタイミングで起きる中で、ほぼすべての種目について、基準額の見直しをおこなったところでございます。また、これとあわせて、50年ぶりということでございますが、告示のすべての種目に関する定義や用語について、抜本的な見直しをおこなわせていただいたところでもあります。このほか昨今の補装具を巡る情勢を踏まえまして、車椅子の体系の見直しをおこなうなど、広範囲の改正となったところであります。本検討会の構成員をはじめ、オブザーバーの皆さま方におかれましても、検討会の場での議論はもとより、最初に榎本座長からございましたが、会議の前の準備の段階なども含めまして、さまざまなご指導、ご示唆をいただき、告示改正に大変にご尽力をいただきましたことに、心より感謝申し上げる次第です。厚生労働省におきましては、今回改正された告示の内容を着実に、かつ円滑に運用していくこととあわせまして、また先になります、次回の3年後の基準改正に向けまして、本日の検討会でもご議論いただいた中で、いろいろ宿題もあったところでございますので、調査研究の成果を踏まえつつ、補装具費支給制度が障害者にとってよりよいものとなるように、検討を進めてまいりたいと考えております。引き続き構成員の皆さま方には、これまで培ってこられた専門的なご知見をお借りしながら、私どもとしても、できる限りの努力をしていきたいと考えておりますので、今後ともご協力

のほど、よろしくお願いを申し上げます。以上簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

川部： 辺見部長、ありがとうございました。構成員の皆さまにはご多忙の中、ご出席並びにご議論をありがとうございました。また構成員の皆さまにおいては、既製品装具、レディメイド装具の4月からの運用開始に関して、お願いさせていただきたいことが、事務局からあります。既製品装具については、早ければ4月から補装具メーカーから厚生労働省宛てに届け出が出る可能性があります。つきましては、厚生労働省における届出内容の確認に当たりまして、例えば届出があった製品が既製品装具に該当するか疑義が生じる場合、必要に応じて本検討委員会の構成員の皆さまにご相談させていただくことがあると思いますので、引き続き、どうぞよろしくお願いをいたします。あわせて、新年度になりましたら、第66回補装具評価検討会もまた引き続き、改めてご案内させていただければと思います。事務局からは以上になります。以上で、第65回補装具評価検討会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

###